

## 近代原理の形式性とドイツ国家学の実質性

木村周市朗

本稿は、「国家学 Staatswissenschaften」と称されてきたドイツに固有の実践的な総合政治学体系の学問伝統が、社会の近代化の過程で生まれた「社会問題」と総称される各種の生活課題を発見することによって、市民的社会改良主義の思想群の形成に独自に貢献した点を展望するための序論的な覚え書きである。社会の近代化は学問の近代化をとめない、後者は、客観主義的・形式論的な「脱政治化」と個別専門分野の自立化とを特徴としたから、国家目的論でつらぬかれた総合的な「政治的学問」としての国家学は、十九世紀をつうじて次第にその存立基盤を喪失してゆかざるをえなかった。しかし同時に、国家学における目的論の実質論と哲学的基礎づけという当為の視座は、目的の達成度を当為の規準と照らし合わせることによつて、具体的な実体世界の生活課題の発見を可能にしたのである。このような当為の視座による生活課題の発見という主題は、学問における近代主義の没政治Ⅱ没倫理性を克服し、人々の共同生活の望ましいあり方を問い返すという、現代の政策学Ⅱ政治学に課されている実質的な課題につづじるものであることは、いつまでもない。

したがって、ここでは、近代主義の形式性を超える思想原型として、すなわち、「善い生」という実質的な目的内容において政治学を倫理学と一体不可分のものとみなしてきた旧い「政治的学問」のドイツ的伝統の継承者として、国家学が参照される。ドイツ国家学を思想基盤とする社会改良主義の醸成に最も深くかかわったと思われる要素は、「ポリツアイ学」を含む広義の官房学と世俗的な自然法論との二つである。以下、官房学からの「経済学」の自立化と、世俗的自然法論からの実定法主義の分立という、二つの領域での近代化過程の問題状況を、とくにドイツにおける私自治原理の確立者イマヌエル・カントとの関係性に焦点をあてつつ各二節で追跡し、これに対する国家学的方法とその問題発見的視座の独自の位置価値を最終節で展望することにした。

## 一 「経済学」の自立化

一 ドイツの大学で「政治学」すなわち単数形の politische Wissenschaft が一学問分野としてはじめて開設されたのは第二次世界大戦後のことであるが、複数形の「政治学」あるいは「政治的学問 politische Wissenschaften」は、「国家学」と呼び習わされつつ十八世紀以来存在した。この複合領域は、広義の官房学（家政学ないし経済学 Ökonomik・ポリツアイ学・財政学）、自然法的公法学（Publicistik）、国勢学（Staatenkunde）ないし統計学および国家史などから構成され、物財的・技術学的・百科全書的要素と道徳学的・目的論的要素の両面を含み、全体として形成・発展期の君主制領邦絶対主義の統治活動を支える理論的諸根拠を提供した。そして、これらの「統治」の学は、「オイコス」における家父長的な支配の同心円の拡張のうちに、「安全」と「福祉」とを包括した君

主と臣民の「幸福」すなわち「共同の善」を究極目標（テロス）とした点で、アリストテレスの実践哲学における倫理学・家政学・政治学の三位一体的な目的論的（質料＝実体的）な伝統に緊密に連なっていたのであり、その意味において「共同の善」の存在を前提する「政治的学問」としての内実を、初期近代＝主権国家形成期になお明瞭に示していた。<sup>1)</sup>

しかしドイツにおいても、身分制秩序と「オイコス」（その範疇性）との弛緩、市場経済の浸透・拡大は、市場を介した新しい人間関係への視座の形成を必然化する。一七九〇年代以降に本格化したドイツにおけるアダム・スミス受容の蓄積を背景として、一八二三年、ハイデルベルク大学哲学部の新設講座「国家学」の教授に着任したカール・ハインリヒ・ラウ（Karl Heinrich Rau, 1792-1870）は、ただちに「官房学の再編成」に着手し、伝統的に官房学を構成していたポリツアイ学（内務行政学）を、論理的一体性や概念を欠如したものとみなして意図的に切り捨て、官房学から「国民経済学」を自立化させることに邁進した。一八二六年に『政治経済学教科書』第一巻に結実したその「国民経済学」は、スミスに範をとった「国富の理論」を提唱し、「利己的」な諸個人の物財的「必要」の相互的「充足」という「単純な法則」で説明される擬似自然科学的な因果関係論の世界を示そうとするものであった。また、そのゆえに、この「純粋国民経済学」は、その構想の当初から「応用（実践）国民経済学」（国民経済政策および財政学）で補完される必要があったのである。<sup>2)</sup>

しかしラウの経済学をつらぬく「必要」充足の観点は、ラウの創始したものではなく、もともと官房学が包蔵していた物財的・産業技術的要因を基礎としており、それが経済主体認識と結合したところに成立する。ポリツアイ学の大成者ユステイ（Johann Heinrich Gottlob von Justi, 1720-1771）も「必要」概念をもっていたが、かれは

それをまだ「身分」の範疇でとらえていた。<sup>(3)</sup>しかし十八世紀末になると、たとえば、一七八七年に「経済学・財政学および官房学の教授」としてマルブルク大学に招聘され、官房学インスティテュートの新設（一七八九年）に中核的役割をはたしたユング（Johann Heinrich Jung-Stilling, 1740-1817）<sup>元来、眼科医として身を立て、マルブルクの前に在籍していたカイザースラウテルンのアカデミー（のちにハイデルベルク大学へ移設・統合）では農林学・産業技術学、Technologie・商学および家畜薬学を教えていた</sup>は、主著『国家経済 Staatswirtschaftの基礎論』（一七九二年）で、「産業学 Gewerbswissenschaften」（農工商業）と「統治学 Regierungswissenschaften」との二分法に立ち、「必要」を充足したいという人間欲求に着目して、「産業学」は物的「必要」を充足する手段の獲得を、「統治学」は個人の「必要」の充足と一般善のための国家活動をそれぞれ扱つのだと規定していた。<sup>(4)</sup>

ユングの右の二分法は、個人的創意によるものというより、むしろ当時の「国家経済」に対する「私経済 Privatökonomie」の分離認識の広まりをあらわすものとみるべきであろう。ホーヘルク（Wolf Helmhard von Hohberg, 1612-1688）に代表されるいわゆる「家父の書 Hausväterliteratur」は、よく秩序づけられた「家」の管理運営に必要な事柄いっさいの知識を網羅し、その意味で「家政学 Haushaltungswissenschaft」の文献として、アリストテレスの Oikonomia からの史的連続性を十八世紀に至るまでなお体現していたのだが、一方では、この「家政学」を構成していた個別分野（農業・林業・商工業）あるいは「都市経済 Stadtwirtschaft」・鉱山・水利・牧畜・家畜病・ブドウ栽培・醸造など）にそれぞれ特化した諸文献が現れ、他方では、集権的国家の内務行政活動の進展によって官房学やポリツアイ学の諸体系が生みだされた。その結果、十八世紀半ば以降、国家と社会を分離する見方ははじまり、大学における学科目の面でも、ポリツアイ学・財政学・「国家経済学」など国家活動に

かかわる諸分野と、農学・商学・産業技術学など社会的生産活動の諸分野（「私経済学」関連）との二系列が併存する状況が生まれていたのである。<sup>(5)</sup>

また、ラウの経済学構想における「純粋」と「応用」の区別も、ラウに固有のものではなく、その背景には、カントの批判哲学が一七九〇年代以降に官房学者たちにも顕著に影響を及ぼしはじめていたという事実があった。ドイツでは、スミス受容の前にフィジオクラシーの局的ながら精力的な移入期があり（スミスも当初はフィジオクラットとみなされていた）、また、一七九四 九六年の『国富論』の新訳でスミス受容に弾みをつけたクリスティアン・ガルヴェ（Christian Garve, 1742-1798）「ヴォルフとカントのあいだの過渡期の、最も注目にあたいする代表的人物のひとり」（ロツシャー<sup>(6)</sup>）は、アダム・ファアガソンの『道徳哲学原論』（一七六九年）の翻訳者でもあった（注釈つきで一七七二年刊）ことが示すように、スコットランド啓蒙の導入も市民社会（その光と影を含めて）と「私経済」範疇の成立とに対する自覚の醸成に寄与していた。しかし、市民に基礎を置く新しい人間関係の世界像を原理的に示すことによって、経済主体としての人間と経済の自律性とに対する認識のドイツでの普及に、間接的ながら深く作用したのは、ガルヴェの「通俗性 Populartät」を一蹴したカント（Immanuel Kant, 1724-1804）の批判哲学である。

二 プレスラウを「ドイツのいちばんはずれの隅にある、わが小部屋<sup>(8)</sup>」と呼んだ、その住人ガルヴェは、早くから翻訳家として知られ、ファアガソンとスミス以外に、パークの『崇高と美の観念の起源について』（一七七三年・訳者匿名）これはレッシング、ヘルダー、カントに影響を与えた、エディンバラの牧師マクファアランの『貧困について』（一七八五年）、フリードリヒ二世の求めに応じて翻訳・公刊したキケロの『義務につい

て』（一七八三年）、アリストテレスの『倫理学』（第一部、一七九八年）・『政治学』（死後、一七九九—一八〇二年）などの翻訳書を生みだした。また、ヘルダー、レッシング、カントなどの作品への書評や、大量の書簡をのこした。こうした活動が示すように、ガルヴェは、イギリスの経験論的心理学を積極的にドイツに導入し、ヒュームを深く尊敬してヴォルフ派の独断論を超えていた点でカントの先駆けとなり、また、アリストテレスのドイツでの復興にも寄与した。<sup>9)</sup>ガルヴェの視野が、道徳学や政治学だけでなく、シエークスピアを含む文学や美学にも及んでいたのは、人間の本性への経験論的関心に由来していたからであり、さらにいえば、その全体性志向は、近代化のもたらす分裂と対立（ここでは諸学問の専門分化）に抗して調和と一致を求めたロマン主義的な同一性希求（のちのシエリングなど）に連動しえし、アリストテレス復権のための尽力もこの文脈の中にあつた。そうした意味で、かれは、形而上学的なカント 後述するように、アリストテレス的な質料倫理的総合（「共通善」や「幸福」）の解体者、カント とは別の角度からドイツの啓蒙を担い、たとえば若いシラーにおおいに尊敬される理由があつたのである。ガルヴェ自身が、死の一ヶ月前に書き記しているように、「自分の著作においてさえ、わたくしは、偉大な新しい発見で諸学問を豊かにしたわけではない。しかし、少なからぬ読者を、じっくり考えさせたのだ」<sup>10)</sup>と。

ガルヴェは、カントの『純粹理性批判』（一七八一年）を未消化のまま翌年早々の『ゲッティンゲン学術事報』上の書評で批判して、カントを失望させたことは周知のとおりだが、ガルヴェの「通俗哲学」は、理性と感性の折衷論、つまり「ライブニッツとヴォルフの形而上学とイギリス常識学派の思想との、少しも厳格すぎない混合物」<sup>11)</sup>であり、「ライブニッツ ヴォルフの哲学とカントの哲学という二つの頂点のあいだの中間段階」<sup>12)</sup>に位置し

ており、キケロの第二版への付論（一七八七年。翌年単独公刊、そのフランス語訳八九年、オランダ語訳九四年）が示すように、カントとは違って、依然として「道徳と政治との結びつき」を主題としていたのである。また、政治的には、フリードリヒ二世の啓蒙絶対主義を自然法のチームで擁護する保守性を示した。フアーガスの原著『市民社会史』（一七六七年）のドイツ語版（訳者匿名で一七六八年刊）の翻訳者はガルヴェではなく、ライプツィヒの Christian Friedrich Junger であり、上記のガルヴェ訳による『道徳哲学原論』が大好評であったために、ドイツでは後者がフアーガスの主著とみなされることになったようである。しかし、そのガルヴェ訳でも、原著の „the public“ が „Staat“ に置きかえられたり、 „civil society“ は社会の中の個々の特定集団と理解されて „bürgerliche Gesellschaften“ と複数形扱いにされたように、この時代のドイツ的な解釈が避けられなかった。しかしそれでも、フアーガスの『ローマ共和国史』（全三巻、一七八三年）が八四 八六年に（全三巻）、『道徳政治学原理』（九二年）も九六年に、それぞれ C. D. Beck と K. G. Schreier によって訳出されたし、一方で、イギリス王を君主とするハノーファーのゲッティンゲン大学（一七三七年創設）における自然法的公法学と歴史学の系譜、とくにアーヘンヴァルとシュレーツァーが開拓した実践的な政治学・統計学の視野（後述）がスコットランド啓蒙のドイツへの最有力の導入口にもなった。たとえばフアーガスの『道徳哲学原論』の最終章が、ガルヴェの翻訳出版の前に『ハノーファー雑誌』（一七七一年一月）に、アーヘンヴァルと推定される人物によって訳出されたりしていた。点を考慮すれば、十八世紀後半のドイツ教養層のイギリスの政治と社会に対する旺盛な関心の態様は、比較思想的にこんにちなお留意にあたいする主題なのである。<sup>(13)</sup>

ラウとカントに視線を戻すと、官房学がカント哲学のターミノロジーを受容したことは、キース・トライブが

例示しているように、一七九〇年代に出版された官房学文献に顕著に認められる<sup>(14)</sup>。それらの中では、「ア・プリオリ」と「ア・ポステリオリ」の区別が「純粹」と「応用」の区別に重ね合わされたり、「ア・プリオリ」を共同体の本性や目的に求めたりしていたから、カントの認識論自体に忠実であったとはいえないのだが、個人の必要」の充足を「国家の必要」の充足が包み込むという形で、君主制統治のための参照原理複合体としての官房学モカントの市民社会原理を許容し摂取しえたのである。それは、プロイセン一般ラント法（一七九四年）が身分制秩序を温存しつつ概念上では市民的自由を許容したこと、あるいはカント自身がフリードリヒ二世の「啓蒙」精神を評価しつつ「共和制」を理念的に論じたことと相似的であった。のちにラウがその『講義要目』（一八二三年）<sup>(15)</sup>で、「一般経済学」にかんする文献として挙げた F. L. Walther（キーセン）J. A. Völlinger（ハイデルベルク）P. E. Kipstein（キーセン）は、いずれもカントのターミノロジーを援用した官房学文献の事例に属する。また、ラウの掲げた官房学文献リスト（一七九〇年までの「第一期」十二名・十三点、およびそれ以降の、「新たに成立した国富の科学」の影響を受けた「第二期」十一名・十六点）のうち、「第二期」の著作者として Walther, Völlinger, T. Schmalz（ケーニヒスベルク）らとともに挙げられた C. D. H. Bensen は、一七九八年の著作のタイトルに「純粹および応用国家論」という用語を含ませており、<sup>(16)</sup>しかもその前年にエアランゲン大学の官房学および哲学の教授としてラウの父（神学教授ヨージン・ヴィルヘルム）の同僚となり、同年、父ラウの娘と結婚してラウの義兄となっていたのである。

こうして、ラウがハイデルベルクではっきり宣示することになった、伝統的な官房学のカテゴリーの中での「国民経済学」の自立化は、官房学がもともっていた物的・産業学的観点からの人間観察の土壌の上に、



カントのターミノロジーの撰取とスミスの受容との同時進行を前提とした結果であったとみなすことができるのである。ちなみに、ゲッティンゲンのザルトリウス (Georg Sartorius, 1766-1828) と並んで、ケーニヒスベルクにおけるスミスの導入者として知られるクラウス (Christian Jakob Kraus, 1753-1807) は、カントの弟子で、ベルリン・ゲッティンゲン・ハレ遊学ののち、一七八一年に実践哲学の教授として、論理学および形而上学の教授カントの同僚となった。クラウスは、九〇年代前半に『国富論』の研究に集中してスミスに傾倒し、哲学や数学と並んで経済学を講じて、哲学部に国家学的要素をもたらすとともに、おくれていた官房学の開設のために尽力した。かれは、現実的関心から地元の産業界に豊富な人脈をつくり、『国富論』に依拠した講義をつつじて、のちにプロイセン改革の担い手になった弟子たちを育てた。また、哲学の方法や官房学の評価をめぐって晩年のカントと不仲になったが、カントのターミノロジーの影響を受けていたと評されている<sup>(17)</sup>。クラウスはカントの死後、その後任者に実践哲学も委ねて、官房学を事実上独立化させたから、この国際的海港都市ではスミス導入が官房学の制度的確立(クラウス死後の後任者ホフマン (Johann Gottfried Hoffmann, 1765-1847) は翌年ベルリンの内務省へ転出したため、一八一一年以降のハーゲン (Karl Heinrich Hagen, 1785-1856) による) に先行していたことになる。なお、法学部で自然法を講じていたシュマルツ (Theodor Schmalz, 1760-1831) も、官房学の導入をめざしたが、一八〇二年にここを去り、ハレをへて、のちにベルリン大学の初代学長になった<sup>(18)</sup>。

## 一 近代原理の形式性

一 存命中にターミノロジの援用をはやらせたほどのカント哲学の甚大な作用力の根源は、いうまでもなくその認識論(「意志の自律」論)とそれにもとづく近代的な公民社会原理(国法論)にあった。カントが一七八四年の一論説で提示した「自然の意図」論「自然は、人間に理性とこれにもとづく意志の自由とを与えた」ことよって、「非社会的、社交性、ungesellige Gesellschaft(「社会におけるアンタゴニスム」)という原動力がはたらいて「名誉欲や支配欲や所有欲などからられて、仲間のうちでひとかどの地位を獲得するように」しむけられ、結果として、人間の「いつさいの素質の開展」という「自然の意図」が達成される<sup>19)</sup>は、『道徳感情論』におけるスミスの「自然」の「あざむき deception」論とおおいに親和的であった。しかし「自然」に託したカントのそこでの主旨は、人間は「本能とはかかわりなく、自分自身の理性によつてみずから創り出した幸福や完全性以外のものにはいつさいかかわらない」という、理性的存在としての人間の自律性(「自然の意図」)の現るの、国富の増大をもたらす「自然的自由の体系(経済的自律性)そのものではなく、「自然の意図」の實現の前提は「各自の自由が他人の自由と共存しうるような社会」すなわち「公民的社会的形成」である、という自然法的国法論の起点なのである。

周知のように、『純粹理性批判』(一七八一年、第二版八七年)で、カントは、理性(たんなる論理性)の犯す自己矛盾(アンチノミー)を批判しつつ、感性的作用(直観)を受け止めた悟性が、「カテゴリー」という判断

形式による概念化をつつじて経験界を把握すると考える認識論によって、感性の形式（時間と空間）を超えてア・プリアリに「認識する主体」としての人間という自己意識化の論理を獲得した。次いで『人倫の形而上学の基礎づけ』（一七八五年）と『実践理性批判』（一七八八年）では、経験界の仮象の道德を超える眞の道德を、「善い意志 *ein guter Wille*」（絶対的善）に発する「義務」（無条件の命法）にとらえ、その究極の根拠を、経験界の實質的なさまざまな目的や動機を超越した次元における人間の「意志の自律」に求め、「自由」の主体、目的そのものとしての人間を定位した。この意志の「自律」は、いつさいの動機（實質）を排除したところに、したがって必然的・原理的に形式論的に、ただ実践理性の命じる義務ゆえに義務を遂行する主体として成立する。だから、ア・プリアリに認識されるこの無条件的義務命令としての「道德法則」は、厳然として普遍性・人格性・自律性を持ち、これとの対比のうちに感性はしばしば良心の呵責や後悔という形で「法則への尊敬の念 *Achtung fürs Gesetz*」<sup>(2)</sup>を自覚せられるのである。

この点で、スミスは自己愛の肯定から出発し、「共感」の論理（自己愛の相互交換 社会的是認）によって市民社会の相互性（交換社会）を明示したが、これに対して、カントにとっては、自己愛は、人間の「いつさいの素質の開展」の事実上の原動力であると同時に、「道德法則」の見地からみれば、道德的行為の背後に隠れた下心（動機）の有力な一つであり、したがって意志の「他律」に属し、行為の動機や結果を顧慮しない眞の道德を破壊するものにほかならなかった。いいかえれば、カントは認識論で、感性（ア・ポステリオリ）と悟性（ア・プリアリ）の両面をもつ人間の自我の論理（総合）を問い、同じ視座から、道德論では経験界の動機と英知界の道德法則（義務命令）との葛藤を描き、一貫して人間としての自律性を、ア・プリアリな要請として提起しつつ

けたのであった。とりわけその道徳論（道徳哲学）の根底に置かれた「意志の自律」は、他の誰に頼れるわけもなく自分の理性と良心だけに依拠して自立する自由な個人の原理であり、そういう諸個人の相互関係は、おのずから自由の相互承認のシステムの問題、すなわち「法」の支配する公民社会（国法論のカテゴリーと「法治国家」）の問題としてあらためて表示される必要があったのである。一方のスミスにとっては、法の支配の確保はすでに過去の課題であったし、その自己愛原理は同時に相互に対等な人間関係論を含んでいたが、啓蒙絶対主義のもとで近代化の戸口に立ったカントは、いま、自由な個人の自律と、自由の普遍的相互保証という二つの原理を課題にしなげばならなかった。

二 この課題認識を、カントは『人倫の形而上学の基礎づけ』、およびそれを体系化した晩年の大著『人倫の形而上学』（一七九七年）では、人間の意思作用にかんする「自由の法則」をめぐって、経験的要素をすべて取り去った「純粋な道徳哲学」（ア・プリオリに純粋な義務論）の次元で、法義務（外的義務）および徳義務（内的義務）の人間関係論として示した。それは、官房学と並んでドイツにおける政治的学問としての国家学の支柱をなしていた自然法的公法学（国法論）の伝統の中に位置づけられるものであり、カント自身も、公民社会原理を「国法の理論」<sup>21</sup>の課題として自覚していた。カントの法論（法義務論）は、いっさいの目的や実質内容を排除した次元で、ただ万人の自由が普遍的に成立するための条件（＝法）を外的形式においてとらえるものであり（外的義務としての「合法性」）、それによって、実質的な国民主権論を含む「法治国家」思想の原型を明示しつつ、法の実質や自由の中身にはいっさい関与しない点において本来的に形式論たらざるをえなかった。また、徳論（徳義務論）は、同様に「意志の自律」を生命線としたから、「幸福の原理」や「完全性の原理」は「意志の

他律」(各人が自由に設定する人生目的への依存)として排除され、ただ「善い意志」を究極根拠とする各人の内的義務(「道徳性」)が、同様に形式論的に帰結された。

こうしてカントの批判哲学は、自由な主体、自律的な道徳的主体としての人間のあり方をクリティカルに指し示すことによって、ドイツにおいてはじめて本格的に、自律的近代人の原型と、公民社会という法的状態における対等な人間関係の原像を映し出した。しかしその立論は、ドイツ自然法論の系譜に連なりながら、認識論の革新によってヴォルフ的な独断論的合理主義の限界と仮象の道徳の他律性とを根源的に批判し、旧ヨーロッパ的な自然法論をつらぬいてきた「善」や「正義」の内容、すなわち実質的「質料的な「倫理」と「法」との統一体としての「諸善の秩序」(すぐれて共同体的「政治的な、「正しい」行為の基準)を、「幸福主義」という名辞で一掃したのであり、そうすることによって、とりわけドイツの、アリストテレス的伝統に立つ政治的学問の存立基盤を根底から掘り崩すことになった。というのも、実質すなわち価値内容を度外視した形式論「客観主義は近代主義の指標の一つであったのであり、ちょうどカントの法論における権利主体としての諸個人の「私法」関係を、まもなくサヴィニー(Friedrich Carl von Savigny, 1779-1861)が継承・発展させて、「歴史的方法」をつうじて法実証主義の方向性を拓き、結果として自然法論の法学世界からの退場を決定づけることになったように、カント哲学の本質をなした個人人格の自律性と道徳の徹底的内面化「主観化」という近代原理の形式性が、方法論的個人主義の成立を決定づけ、ラウに代表される官房学の「純粹」科学化としての「経済学」の成立にとつても、十分な基盤を提供しえたのであった。その意味で、カントはドイツにおける近代人の原型を確立しただけでなく、学問の近代化の要請にも応えたのであり、しかもその「幸福主義」批判は、「幸福」を「善」の中身とみなして

きたヨーロッパの伝統にくさびを打ち込んだから、本来「幸福」という実質を前提しつつ「道徳と立法の原理」(ベントム)として成立したイギリスの功利主義のばあいとは異なり、近代科学としての「経済学」の自立化にいつそう没倫理的な「純粹」性という形式的装いを付与することになったように思われる。そして、そういうカントの近代化動向は、「諸善の秩序」を前提した伝統的な倫理＝政治学(実践哲学としての「政治的学問」)に回復不能のダメージを与えたのである。<sup>(22)</sup>

### 三 「一般国法学」 自然法と実定法の交錯

一 カントが根源的・理念的に確立した形式的近代原理は、右のように十九世紀の実証主義化・科学主義化への歩みを決定づけ、その方法的個人主義の確立をとおして、官房学およびその基盤としての国家学からの「経済学」の自立化をうながし、またそれを可能にもした。しかしそれと同時に、カントの同じ形式的近代原理は、意思主体としての抽象的人格に立脚した「私法」関係への視座を拓き、その必然的帰結としての(歴史法学派によって媒介された)実定法一元主義の形成と優位化に反比例して、不変のあるべき法としての伝統的な「自然法」のもつ法規範力に対する信頼は、急速に衰微してゆかざるをえなかった。そこで、この後者の面での十九世紀の基本的方向性が鮮明になるまでの史的経緯を追跡するために、まず、カントの立ち位置の学問史的背景をなした十八世紀末までの自然法的公法論＝国法論をめぐる発展プロセスを鳥瞰しておこう。

「国家学」と総称されたドイツの「政治的学問」の起源には、アリストテレスの「政治学」を含む実践哲学の

系譜と、同様に古代に発し、中世のキリスト教思想を經由して近世に至る自然法思想の潮流とがあつたが、ミヒヤエル・シュトライスも指摘するように、現実の政治的秩序をなんらかの「法秩序」ととらえてその基本原理を問うばあいには、右の二系譜は重なり合つたから、この「法秩序」問題は、規範論（正義論）的な政治学、国制論（憲法論）的な法学、そして「神の法」に依拠する神学によつて、それぞれ論じられた。十七世紀前半の学問方法の革命（ハーヴェイ、デカルト、ガリレイ、フランシス・ベーコンら）とその後の「世俗化」の進展は、ドイツでは新しい合理的な政治権力としての絶対主義の形成を促進した。そして、そこでの「法秩序」問題は、近世自然法論の主題をなしただけでなく、同時に、諸国家の実定法秩序をも視野に入れてそれらの共通原理を求め固有の自然法的公法学、すなわち「一般国法学 *Ius publicum universale*」を成立させた。したがつてこの新学問には、規範論的な実践哲学（統治論ないし政治学）と、個別国家の実定的国法論という二つの魂が含まれていたのであり、正当な国家秩序の根拠を法治主義に求めれば、既存秩序を正当化する方向で法実証主義的（「反自然法的」）に公法学（国法学）が政治学から自立化することになる。<sup>(6)</sup>

「一般国法学」は、このように、もともと哲学と法学、自然法と実定法、という二重の意味でヤーヌス的であつたから、たとえばクリストフ・リンクがあつつけているように、十七世紀に発するこの学問の展開史は、二つの顔のあいだで紆余曲折した国家学的方法論の変遷をあらわしている。それは、国家行為の倫理性と実際のな目的適合性とを基礎とする「政治学」に対して、「一般国法学」における法学的要素が自己主張し自立化をとげるという基本線で理解できるのであつて、その出発点は、身分制的・地方的勢力とローマ教会勢力との克服をめざす集権的国家形成力が、（まもなく成長する第三身分の権利主張に対しても）みずからの国家秩序を法の権威で

正当化する必要があつた点に見いだされる。すでに十七世紀後半に、オランダのフラネカーの教授ウルリヒ・フーバー (Ulrich Huber, 1636-1694) は「市民の幸福を注意深く実現するための技法 Kunstlehre」としての政治学や「法關係を規定する国法学」を区別していた。この観点は、ハレのトーマージウス (Christian Thomassius, 1655-1728) の同僚ヘーマー (Justus Henning Boehmer, 1674-1749) や「ヘネディクト会修道院長でザルツブルク大学学長のシユミア (Franz Schmier, 1660-1728) にひきつがれ、国家権力行為の適法性 (合法性) を主題に据えることによつて、支配者主権の限界づけ」という法治国家的方向性が育成された。<sup>(24)</sup>「専横に対して法治国家を、権力への服従者に対して市民を、支配体制の」とえ善意によるものであれ、ポリツアイ国家的な無制限の権力行使に対しては積極的な行為責任を提起する<sup>(25)</sup>、こつした反絶対主義的な含意は、自然法的に実定法を超える規範的な要素を国家秩序にもたらし、大学での行政官候補の教育や法意識の形成などをつうじて現実を変化させる力にもなりえたのである。

しかしまもなく、自然法論のヴォルフ学派による演繹論的論理実証主義が絶対主義体制の正当化に貢献した。ルターの協力者メランヒトンが復活させたアリストテレス主義は、<sup>(26)</sup>いったん実用志向のトーマージウスによつて排撃されたが、ヴォルフ (Christian Wolff, 1679-1754) とその学派は、再びアリストテレスの伝統を自然法と結びつけ、国家目的論の威力を發揮させた。一般国法学は支配者と臣民との關係規定を含み、そのさい、社会契約が絶対主義の基礎づけに利用されたのであつて、「公共善 *salus publica*」、「ポリツアイ」、「幸福」などの概念で語られた自然法論における国家目的思想が支配者の行政干渉の拡大を許し、しかも支配者の義務は「不完全義務」すなわち道徳的義務とみなされたから、支配者の行為には実定法による拘束が及ばなかつた。<sup>(27)</sup>のちにカントが批判



した家父長的な「親切の原理 das Prinzip des Wohlwollens」にはかならない。こゝつて、自然法的「契約」論が支配の正当化を可能にし、それは同時に契約の双務性によって支配そのものを相対化し権力行使を制限する要因をも当然含みつつ、基本的には国家秩序の「法化 Verrechtlichung」によって絶対主義を強化する役割をはたしたといつてよい。しかも元来、「人間の本性」から「理性的」に展開された自然法論のもつ「均整性と外的な計算性」は、集権化をめざす領邦高権にとつては、中世的諸特権の集積で分裂していた現行法を排除または調整するのに、好都合であつた。<sup>(28)</sup> 絶対主義秩序と自然法論とのこのような相互依存関係は、当然、新生の統治学としての官房学にも反映され、たとえばユステイは、「国政府、ポリツアイおよびすべての統治学の基礎学」の構築といふ自分の目標を「一種の政治学的形而上学」と位置づけ、国家の起源と目的、最高権力の設立と統治形態、臣民の権利と義務といった内容をもつその全体は、「事実上、自然法の衣を着た 政治学」であり、モンテスキューの合理主義的な プロイセン流の パラフレーズであつた<sup>(29)</sup>と評されるのである。そして、このような自然法論における家父長的温情主義に示された現状追認的・保守的な特質は、今度はさらに、自然法論の対抗者たる実定法主義の伸展という角度からも強化されることになる。

二 したがつて、一般国法学を支えた法治主義は、現実の絶対主義の下で、政治的には、一方で君主権力を限界づける自由主義的な革新力を發揮するとともに、他方では既存秩序を正当化する保守的機能をもはたしたのであつた。旧秩序を解体する地殻変動は、カントとフランス革命によつてもたらされるが、カントと同時代に生涯を送り、近代化の必然性を国法学的に予示していた一群の人々の存在は、(カントの影響が現れるのは一七八一年の第一批判以後であつた点に照らしても)留意にあたいするであらう。すでに若くしてゲッティンゲンで帝国内

法学者 (Reichspublizist) としての声望をえた「リッター (Johann Stephan Pütter, 1725-1807) かねは十代にマーブルブルクの学生としてヴォルフの講義を、またハレでペーマーの講義を聴いた。彼は、国家活動を機能主義的にとらえて「人の支配」観を退かせ、実定法を超えた一般原理としての法規範の意義を重視する立場から、ラント高権の権力行使に法的根拠を要求し(「専制政治 Despotismus」との区別)、また、自然法と歴史研究との融合をめざした同僚アーヘンヴァル (Gottfried Achenwall, 1719-1772) と共同で自然法論の教科書『自然法要論 Elementa iuris naturae』を書いた(一七五〇年)<sup>30</sup>。本書は、「哲学と歴史にかんする博識と厳密な法律学的論証とが巧みに結合されていたことにより、自然法にかんする当時の教科書群のなかで傑出していた」<sup>31</sup>ものである。一七六一年に自然法および政治学の教授となったアーヘンヴァルは、国家学としての政治学を、哲学的理論と個別国家の歴史叙述との二分野でとらえ、前者を自然法と「国政府 Staatskugheit」とで構成することによって、自然法的基础論と「国勢学 Staatenkunde」ないし統計学とを両立させて、ゲッティンゲンの公法学に経験論的・現実論的な土台を提供した。アーヘンヴァルの死後、自然法と政治学を継承したシュレーツァー (August Ludwig Schlözer, 1735-1809) は、さらに国家学を体系化して「エンツィクロペディー」(歴史部門と哲学部門の二部門、後者はさらに「メタ政治学」= 自然状態論、支配契約後の国法論、さまざまな国制= 憲法論、そして国家行政学ないし統治学、以上の四分野編成) を構築するとともに、<sup>32</sup> フランス革命のさなかに『一般国法学』(一七九三年) でつぎのように述べて、市民の政治的自由のために論陣を張った。「国家は一つの発明である。人々が火災保険金庫を発明したように、自分たちのためにつくったのだ。」「自由と平等は国家的なものの目的であって、国家的なもののために差し出されねばならない犠牲ではない。」「市民はいっさいのことをみずからおこない、政府はただ指導

するだけである。「市民社会が一人の支配者を選ぶのは、みずからの弊害と欠陥を除去するためである。」<sup>(33)</sup>

同様に、これより早く、ハーナウのアカデミーの教授モーザー (Friedrich Carl von Moser, 1723-1798) 帝国

国法論における実務家的実証主義者ヨハン・ヤーコフ・モーザーの子で、ローベルト・フォン・モールの祖父は、基本的自由を放棄した服従は「犬の恭順 Hundedemuth」ではない、と述べて絶対主義的専制を告発し、ラントと支配者との法関係を一般原理から導出することで主権者の専横に対抗しようとしていた。それは、

領邦等族による制限君主制を理想としつつ、「市民階層のための用心深い開封」(身分制原理の改革)を要求する立場であった。<sup>(34)</sup> ヘルムシュテットのヘーバーリン (Carl Friedrich Haebelin, 1756-1808) も、一般国法学を市民が専制に対抗するための武器ととらえた。こうして、シュレーツァー、モーザー、ヘーバーリンは、「立憲主義思想への過渡期における帝国国法論の最終局面を表現」していたのであり、かれらは「専門境界線を政治学的な国法論の方向へ踏み越えることによって、十八世紀末の公論に訴えかけ、弊害を弾劾し、それぞれの領邦でみずから改良主義的に、また個人を保護する法治国家の意味で働きかけるとともに、帝国国制を硬直した状態から解きほぐすこととした」<sup>(35)</sup>のである。こうした現実改革的志向は、帝国崩壊(一八〇六年)後の理性法的な初期立憲主義思想に継承され、まもなく西南ドイツの初期自由主義者モールの実定的国法論における理性主義的「法治国家」論の視座へと展開をみせることになる。

三 このように一般国法学における自由主義的な法治国家志向は、実定法を超える一般原理の視野から実定秩序を批判したという点で、自然法論の政治的革新力を示した。しかし、法治主義は、もともと法の安定性を不可欠の条件とする商品交換社会の要請に応えるものであり、実定法による明瞭な根拠づけと正当化によってはじめ

て完結するから、ブルジョア社会の軌道が敷かれることによって、近代原理の駆動車としての自然法論とその革新力の歴史的任務はひとまず終了し、その結果として実定法一元主義が必然化する。

カントは、論理学および形而上学の教授就任（一七七〇年）前の一七六七年から自然法の講義をおこなっており、アーヘンヴァルの上記の教科書『自然法 *Jus naturae*』（第三版以降は、それまでの共著者ピュッターの名前が落ちて書名も補正された）を用いた。アーヘンヴァルは八レの学生時代にヴォルフの講義を聴いていたし、カント自身も、ケーニヒスベルクの学生時代にクヌッツェン（Martin Knutzen, 1713-1751）からヴォルフ哲学の自然法論を学んでいたから、カントの学問上の出自は明らかに時代の主潮流の中にあつた。<sup>(36)</sup>しかしヒュームとルソーによって「覚醒」されて誕生したその超越論的批判哲学は、それまでの「まどろみ」を過ごしたヴォルフ流の独断論的学校哲学のもつ欠陥に対する根底的批判にほかならなかつたから、方法論的には右のような国法論における改革志向をも超えて、自然法論に新次元を画した。その核心は、上述のように、自由と自律の自己認識にあり、その意味での人間の「自然」への肉薄は、徹底した「法」の形式論と「道德」の内面化とをつづじて方法論的個人主義を確立し、伝統的な「諸善の秩序」という 実質 を無意味化させた。とりわけその「幸福主義」批判は、家父長的専制をこれまで可能にしてきた理論的支柱としての自然法的「国家目的」論（「親切の原理」）を拒否することであり、人間自体を目的そのものにとらえて、権利主体、立法主体としての市民を定位すること、すなわち私的自治の確立を意味した。したがってカントの批判哲学は、近代社会の基本原理を規範論的に、しかもすぐれて抽象的な「私法」関係論的に樹立したものとして、それ以前の旧（近世）自然法論とは区別して新（近代）自然法論と呼ばれてよいものであり、近代社会をつらぬく理念的な根本規範として旧時代的な現実（実定法秩

序)の克服につながりうる強い実践性を担っていた。その意味で、この新たな自然法論は、「実際にはドイツではまだ獲得されていない憲法典に一種代替するものとして作用しようとするもの」<sup>(37)</sup>であり、実際に世紀末以降、「理性法論」の名前で自由主義的な立憲主義運動の精神的基盤となりえたのである。

しかし、それ自身の産んだ近代原理の普及・定着とともに、この新自然法論が担った批判的変革力は次第に奪われ、歴史的任務の終了を迫られることになった。自然法論に退場の道を指し示す役割をはたしたのが私法部面における「歴史的方法」であり、それは歴史的な素材としての可変的な実定法群(とくにローマ法)から抽象的法原理を構成することを旨とし、法規範としての自然法の意義を否認するものであった。この歴史主義という個別的方法の開拓者となったのは、ゲッティンゲンでヒュッターに学んだグスタフ・フーゴ(Gustav Hugo, 1764-1844)である。カントは、『人倫の形而上学』の「法論」で私的所有権を基礎づけるにあたって、『純粹理性批判』で確立した感性界と英知界との峻別によるア・プリオリな認識の見地を下敷きとして、物理的支配を伴わない「純粹に法的な」所有という「可想的 *intelligibel*」概念(「いつさいの空間・時間的条件を捨象した もつこと Haben」の概念)を用いた。そのさい、根源的契約によって成立した「公民的状态」(「政治社会」)が、「自然状態」のもので経験的に存在していた物理的・「暫定的な *provisorisch*」所有を、ア・プリオリに可想的・「確定的な *peremptorisch*」ものにすると規定され、実定的秩序自体の変更は想定されていなかった。<sup>(38)</sup>これに対して、フーゴは、その翌年(一七九八年)の『実定法の哲学としての自然法の教科書』において、経験的・歴史的な所有権の視点からカントの可想的所有概念を批判した。これは、現実存在する実定的秩序だけを法とみなし、その暫定性・可変性を主張する立場であり、したがって自然法によって実定法秩序を正当化しようとしたヴォルフ的

方法への批判をも含意した。いいかえれば、この批判には、ア・プリアリとア・ポステリアリとを峻別するカントの視座が活かされてもいたのである。<sup>(39)</sup> こうしてフーゴによって、自然法は、合理論的(旧)であれ超越論的(新)であれ、その法規範としての意義を徹底的に否認され、まさにその書名のとおり、自然法を「実定法の哲学」に取り替えようとする方向性が明示されたのである。その意味で、フランス革命以降の激動期に、カントは身分制社会から近代社会への変革をつらぬく理念として私的自治の原理(私的所有の先験的原理)を提供し、フーゴは実定法の可変性という視野から身分制的所有秩序(農民解放)を一種閃光的に予告したのだといつてよい。

そのご、ナポレオン支配の終局年(一八一四年)に出た綱領書『立法および法学にとつての現代的使命について』、およびベルリン大学創設メンバーとしての諸活動をとおして歴史法学の確立者となったサヴィニーが、カントの法形式論における自由意思主体による権利体系を發展させ、抽象的人格にもとづく私法体系を構想することによって、十九世紀後半の実定法一元主義としての法実証主義 *Rechtspositivismus* の時代への扉を開いたことは、近代主義の継承関係としてコンシステントであった。ヴィーアッカーにしたがえば、「すでに一八〇〇年頃には、最も将来性豊かな法思想家たち、とりわけフーゴ、フォイエルバッハ、そしてサヴィニーは、それぞれのやり方でカントへの賛意をあらわしたから、それ以降は、実定法の正当性をめぐる問題は、人格の道徳的自律および人格の道徳的意志というカントの倫理学と、同等の権利をもつ人々の自由と共存しうる最大の自由を可能にするものとして法秩序をとらえるカントの考え方とのうえに組み立てられた。カントの諸批判、とりわけ『純粹理性批判』によって、社会倫理のア・プリアリな諸条件をめぐる問題は、これらの思想家たちにとっては、同時

に、哲学的に正当化された実定法学の形式的諸条件をめぐる問題という形をとった。「そこから「科学的形式主義すなわち法律学的実証主義の最大水脈」が生まれ、それは「実定法の自律的学問」を成立させた<sup>(40)</sup>。その結果、こうした私法分野での実証主義は公法分野にも及び、クリストフ・リンクの表現にしたがえば、いまや一般国法学は、「歴史的に（そしてしばしば古書によって）根拠づけられた共通の「普通」ドイツ国法学」に変わった。そして「法律学的方法」の支配とともに、国法学における非法律学的要素はたんなる記述的学問としての「一般国家論 Allgemeine Staatslehre」へと押しやられ、国法学および国家学全体の「脱政治化 Entpolitisierung」が不動のものとなる<sup>(41)</sup>。それは、いいかえれば、実践哲学的伝統を引く「政治的学問」からの実定法学の自立化であり、ドイツの近代的主権国家に向けた現実政治の進捗とともに、とりわけゲルバー (Carl Friedrich Wilhelm von Gerber, 1823-1891) による国法学の純粹法学化（一八六五年の『ドイツ国法体系綱要』における、法律構成 = パンデクテン法学の国法学への適用）をつうじて顕著になる、国法学（憲法学）と政治学（政治哲学）との分断という特殊ドイツ的事態<sup>(42)</sup>は、この「脱政治化」の明示的の帰結であったのである。

#### 四 「自然法は死んだ」

一 法実証主義の興隆とともに、すでにフーゴが予示していたように、法規範としての実効性を否認された自然法は、それ以降、実定法の哲学的根拠づけという道、すなわち「法哲学 Rechtsphilosophie」という名称で生き残ることになった。この「自然法」から「法哲学」への過渡期をあらわす周知の指標は、ヘーゲルの晩年の著

『法の哲学の綱要』（一八二二年）であり、その著者はすでに明瞭に実定法秩序にかんする「実証的法学」の存立を前提としつつ、これに「哲学的法学」の任務を対置して、カントの形式論と方法論的個人主義の抽象性を克服するために新しい協同性原理として「人倫」という実質を提起するみずからの見地を、「自然法と国家学」という副題に込めたものと思われる。<sup>(43)</sup> ここでは、「国家」によって（そして実際上は「ポリツアイ」と「職業団体」とによる補充をつうじて）克服されるべき「市民社会」は、抽象的所有権、すなわち「実体的な substantial」諸関係を捨象した抽象的・普遍的な「人格」が外的な「物 Sache」についてもつ権利（対物権<sup>(44)</sup>）の上に存立しているものとして描かれ、したがってその「市民社会」は、「独立の個々人」からなる「形式的普遍性における結合体」であり（各人の「特殊的目的は、他の人々との関連をつうじて自分に普遍性の形式を与える」<sup>(45)</sup>）、「家族」に体现されていた「倫理の実体性」の「喪失態 Verlust」・「分裂態 Entzweiung」<sup>(46)</sup>にほかならなかつた。ヘーゲルは、それを克服して「人倫」を再生する途を、究極的には人間の主体性、自由の実現としての歴史そのものに求めたのだとすれば、一八六一年にヴァルンケーニヒが述べた、一見極論にみえるつぎのような指摘も、あながち的はずれとはいえないであろう。すなわち、「かれ（ヘーゲル）の理論はカントの理論ではない。というのは、人格であれ、そして他者を人格として取り扱え、というかれの原理は、自由であれ、そして他者を自由なものとして取り扱え、というカントの原理の別の表現でしかないからである」<sup>(47)</sup>と。その意味では、ヘーゲルもまたカントの形式主義への批判という本来の意図にもかかわらず、弁証法的観念性のゆえに、その「人倫」という協同性が、実体的経験界を取り扱う「国家学」の精神的基礎となりうるということ、哲学的に示唆したにとどまるというべきであろう。



ヴァルンケーニヒ (Leopold August Wankönig, 1794-1866) は、ハイデルベルクでハイゼヤティボーラに学び、ゲッティンゲンではとくにフーゴの指導を受けたのち、ヘルギーの諸大学でローマ法や自然法を担当、一八三六年に初期立憲主義の闘士ロテック (Carl von Rotteck, 1775-1840) の後任としてフライブルクへ移り、四四年から五六年までテュービンゲンの教会法の教授であった。このようにヴァルンケーニヒの研究対象は、法制史・法哲学・教会政策まで及ぶ広範なものであったが、かれは一八六一年の上掲論説の冒頭で、こう述べている。「かつて、しかもなお今世紀の第二・四半期に至るまで、ドイツでは、一つのおおいに愛され尊重された学問が育まれた。それを支援するために二つの学部がたがい競いあったのであって、すなわち、法学者と哲学者によって彫琢された自然法論である。奇妙なことに、この学問は、通常はたがいに敵対的に取り扱われる二つの集団において、最高の敬意が払われた。すなわち、メッターニヒのオーストリアと、民主主義的自由主義の陣営とにおいてであり、後者の最も著名な代表者はフォン・ロテックであった。さらにいっそう奇妙なことに、両陣営においても、自然法礼賛は、自由主義の諸志向の勝利ののちにはとだえてしまった。ドイツの法律学校では自然法論は完全に不信をこうむり、またオーストリアでは、法学の勉学が再編されて以降は、自然法論は後景に退いて、ローマ法とゲルマン法の勉学がそれに取って代わった。すでに二十年代に、自然法論は法学に改称されていたのである。<sup>(49)</sup>」

二 二こう述べたヴァルンケーニヒにとって、では、自然法論と法哲学の課題は何であったのか。長い引用になるが、その論旨を追って著者の言葉に耳を傾けよう。「トマーシウス(一七〇三年)によって自然法論 *natura* が、かねて人間の自然によって命じられた強制義務の教義として把握されて、道徳学から区別されての

ち、この学派の第一の課題になつたのは、自然法論を独自の学問として基礎づけるために、これら二つの学理〔強制義務論と道徳論〕を境界づける原理を見つけることであつた。……ヴォルフ学派もこの挑戦に失敗し、自然法論が一つの折衷的な「たませ Mixtum compositum へと解体したのち、……偉大なカントが（一七九七、九八年に）この問題を取りあげ、驚いてこの点でもこの偉大な天才に深々と頭をたれる学識世界の眼前に、この問題の合理的な解答をもたらした。「原文改行」自然法の原理が発見された それは自由の原理であつた すなわち、人間の共存関係にとつて絶対的に必要な、理性によつて命じられる外的自由の原理、すなわち、すべての人々にそうしたものとしておのずから帰属するべき外的な自由領域を許容することであつた。カントは最高原理を、万人を理性法則として拘束する一つの定言命法の形式で表現した。すなわち、ある意思の自由が普遍的法則に従つて全員の自由と共存できるように行爲せよ」と。いまや急速に自然法論の分野で、おえら方が動き出すと、しもじもは忙しくなる、<sup>(50)</sup> というシラーの周知の言葉の正しさが証明された。雨後のタケノコのように、しばしば一夜でカント流の自然法の諸体系がよきよき出現した。それらの著者たちにとつて主要目標は、その〔カントの〕原理を新たな形式で表現することであつた。「奇妙なことには、道徳学から区別された強制義務論としての自然法論というやり方にはつきり反対したドイツの学者はただ一人であつた。哲学者たちは、この法学者を予言者たちの中の不適格なサウルとみなして、嘲弄しつつ、口をはさむ権利を否認したのであつた。すなわち、その法学者とはゲッティンゲンの G・フーゴであつて、かれはすでに一七九八年に、本来の学問としてのそのような麻痺した道徳学、Todsichagsmoral の現実性を否認した！ この皮肉を好んだ男を、人は法学のメフィストフェレスとさえ呼んだ。 実際の法は、歴史の最初から、理性法の擁護者たちの宣示するようなものとは異

なつた基盤と諸命題とを有してきたこと、理性法は実際に通用する法の性質をなら要求しえないこと、などが示すことができたという点では、その役柄はかれにはたやすいことであつた。フーゴは、絶対的な自由理論からは実際のな事柄はたいして生まれまいということも示唆した。というのは、主要問題はつねに、自由は現実の各個人にどの程度許されるべきかということであつたからであり、いいかえれば、自由というものは、全員が平等に同一量の自由を理性的なやり方で利用できるわけではないのだから、各人はどの程度自由を必要とし、それに値いし、それに耐えられるか、という問題でありつづけたからである。また、もちろん誰もが気づくことだが、カントとその学派の自然法原理は一つの當為の原理ではないこと、諸法の実在を唯一基礎づける存在の原理ではないこと、したがつて道徳的な義務づけの原理ではないことを、かれはみのがさなかつた。これがかれはつきり述べたわけではないが、それはかれが自然法を麻痺した道徳学と名付けている点にあらわれている。しかしフーゴは、法の哲学的照明を追放しようとしたのではなく、自然法を実定法の哲学に取り替えようとした、だからかれの教科書のタイトルは、実定法の哲学としての自然法(第四版、一八一九年)となっている。「かれは支配的学派から無慈悲に弾劾された……。しかしそれにもかかわらず、かれが自然法に最初の致命的な一撃を加えたのであり、それによつて自然法は干上がつてゆかざるをえなかつた。その名称はその魔力を失い、フーゴの嘲弄する敵手ヘーゲルでさえ、その名称を背後に押しやり、その著書のタイトルは法の哲学(あるいは自然法と国家学の概説)であり、そして、一八三〇年以降この領域で君臨した人物、フリードリヒ・ユース・シュタール〔Friedrich Julius Stahl, 1802-1861〕も、他の多くの人々とともにかれ「ヘーゲル」に従つた。自然法は死んだ、そしてまだ法哲学の中で亡霊として徘徊しているだけだといつてよいだらう。ア・プリアオリに理性法

として定式化され、国家の認可なしで通用する法規なるものは、ほとんどすべての人々の一致した見方にしたがえは、もはや問題になりえなかつた。……自然法は、実定法の諸分野の取り扱いにおいては、とりわけ、ついに唯一支配的となつた、ドイツ法学者の歴史学派によつて、放逐された。その王者にして長年にわたる独裁官たるフォン・サヴィニエは、すでに一八一四年に、自然法に由来する十八世紀の法学の「まったく空虚な」方向を、容赦なくきびしく弾劾していた。<sup>(51)</sup> また、カントとその学派の法論は、「純粹なア・プリオリの抽象にとどまらざるをえなかつた」から、その「定言命法は……形式原理であつた」し、その「普遍的法則は無規定」であり、かれらの自然法的諸規範は、「すべて、社会的諸関係の中に存する外的な基礎をなら有していなかつた」。「これらの称する普遍的な理性」にもとづく「自然法の諸規範は、つねに主観的な見解であるにすぎず、それはそういうものとして実際の法としてはなら通用性をもちえなかつた」。したがつて、歴史法学派に属する、ただし直観認識に依拠する「神学的法哲学者」に属するシュタールが、一八三〇年の著書『歴史の見地による法の哲学』であげた成果によつて、「たいいていの同時代人の見方にしたがえば、かれがカントやフイヒテやヘーゲルの自然法諸体系に、つまり合理主義的な哲学の全体にとどめを刺した、ということになる」。<sup>(52)</sup>

このように自然法（論）の解体過程を回顧したうえで、著者は、「自然法が法哲学に転換したのち」の現在の法哲学の根本課題を、「いつさいの法の究極の根拠、その最高の目的、あるいは、それぞれの法秩序によつてできるかぎり実現されるべき理想は何か」という「当為」の探究に求め、法哲学は「倫理的学問」たらざるをえなくなつたことを認める。その結果、多様な法哲学（合理主義的なもの、神学的なもの、国家学的・政治学的なもの、折衷主義的なもの、懐疑論的なものなど）が成立するに至つたのだが、総じて「根本理論の樹立」という

共通の最重要課題の中身を、ヴァルンケーニヒは「実定法の哲学的な発生史論 *Genesislehre* の発見」と規定した。そして、かれ自身の方法は、サヴィニーの「歴史的方法」(とくに法の根拠としての民族的確信)に依拠しつつ、その「法感情」の心理学的・経験論的な分析(人間の自然に内在する「欲求」の観点)と、カント的な「ア・プリオリな領域」での根拠づけとを総合する見地、すなわち、法の「歴史的源泉、心理学的・経験論的源泉、そして合理的・思弁的源泉」からなる「法の自然論 *Naturlhre des Rechts*」にあり、その意味でかれは自分の方法を積極的に「折衷主義的と呼んだ」のである。<sup>(53)</sup>

三 こうして十九世紀の「二十年代に自然法論は法哲学に改称され」、「自然法は死んだ」とみなされた。ハンス・ヴェルツェルは、カントを自然法論の「終極点」、(フーゴのカント批判を念頭において)自然法論から法哲学への「分岐点」に位置づけている。<sup>(54)</sup>しかし、そうした自然法論から(歴史法学派を介した)法実証主義へと動くかしがたい巨視的・長期的基本動向の初期段階では、カントの圧倒的な影響力は、当面、十九世紀初頭のドイツに自然法論の顕著な流行状況を生み出すことになった。ヴァルンケーニヒは、その主著『法の自然論としての法哲学』(一八三九年)の中で、「ドイツでカント哲学の普及以降に出版された自然法にかんする著作の年代順一覧」を掲げており、そこでは一七九〇年のG・フーフエラントから一八三一年のT・シユマルツまで計一〇五点を数え(もちろんそれも完全に網羅したとはいえない)、そのうちの「大部分はカント哲学の土台に根ざしている」ものであった。<sup>(55)</sup>ちなみに、そこに含まれるロテクの『理性法および国家学の教科書』(全四巻、一八二九

三五年)は、ルソーやカントを想原とする純粹理念的な国家論・国法論(「理性法のうえに築かれた国家学の総体」)のほぼ最後の代表例であり、それは、神学的君主制論をフレイセンの新国王フリードリヒ・ヴィルヘル

△四世から期待されたシュタールのばあいとは対照的に、西南ドイツ初期自由主義の思想空間の中で生みだされた初期立憲主義論であった。<sup>(56)</sup>つまり、この時期に大量に産出されたこのようなカント的な自然法的諸論著は、実定憲法への君主の拘束、君主における人格と国家代表という二重性格の分離、人権および市民権のカタログ、国家干渉の「安全確保」への縮減と干渉の法律への拘束、ポリツァイ（内務行政）と司法との分離、「恣意」に対する権利保護など、一連の立憲主義思想上の概念や用語を、自然法論の国法論的伝統の中に注入することになったのである。<sup>(57)</sup>こうして、世紀転換期の政治的・社会的大変動のもとで、カントの批判哲学がもたらした自然法論の満開状況、「雨後のタケノコ」のような、つかの間の「自然法礼賛」は、それまで「一般国法学」が育成していた法治国家論的要素を自由主義的・立憲主義的方向に躍進させることによつて、帝国解体にもかかわらず「一般国法学」全体をさらに豊富化したのであった。

このような自然法論の活況は、理性法論のもちえた国制論的（立憲主義的）革新力の余韻を理論と実践の両面で残しつつ、まもなく終息して、実定法主義の優位化とともに自然法論自体は「法哲学」への衣替えを余儀なくされた。とはいえ、「自然法は死んだ」とはかならずしもいえない事情が存在した。それは、ヴィーアッカーも指摘したように、自然法を追放する役割をはたした歴史主義自体が、新旧の自然法論からの「遺産」を継承していたという点である。このばあい、歴史主義形成の文化史的背景にまず留意する必要がある。トマージウス、モンテスキューからメーザーに至る文化相対主義、ジャンバッティスタ・ヴィーコのパロツクの反合理主義から、ヘルダー、シェリングに至る個性化認識の視座が、ロマン主義と交差しつつ、歴史的感覚を豊かに育て、また、古典主義が「新人文主義」の形で国民的文化意識の深化に貢献し（ナポレオン支配に触発された、「歴史的有機

体としてのドイツ民族の発見」、さらにゲッティンゲンを中心に醸成された、歴史学への国家学的・実用主義的関心もあわせて、これら全体がローマ法研究の意義を高めた。<sup>58</sup>これを歴史法学派成立の文化史的土台とすれば、歴史学派が自然法論から受けついだ「遺産」としては、第一に、パンデクテン法学の「体系」、自体と、その「概念形成の方法」および「体系と概念からの法的諸決定の論理的演繹」が、ヴォルフとその学派の体系、およびとりわけその「論証的方法 demonstrative Methode から借用」したものであったこと、そして第二に、形式的近代原理の継承関係としてすでに述べた点だが、カントが確立した「人格の道徳的自律」、および万人の自由の共存を可能にする「法秩序」という道徳的要請は、フーゴ、フォイエルバッハ、サヴィニーらによって、「一致して受容された」ことである。<sup>59</sup>サヴィニーにしたがえば、法が道徳の実現に役立つのは、「法が道徳の命令を遂行することによってではなく、各人の意志に内在する道徳の力の自由な開展を法が安全に保障することによってなのである」<sup>60</sup>と。カントの形式的義務倫理に託された私的自治原理の含意が、ここに明瞭である。こうして、新たな近代私法学としての歴史主義は、自然法論の全面否定とそれからの断絶において成立したのではなく、新旧の自然法論から近代合理主義の道徳精神と技法（論証的方法）とをたしかに継承していたのである。

しかしそれにもかかわらず、こうして歴史主義として成立した新しい法学は、サヴィニーの綱領書にあるように、現実の法の起源を「共通の民族的確信」すなわち「慣習法」に求め、その学問的営為をローマ法の根源（とくにユースティニアヌスの法源）からの概念形成に注ぎ、その形式的類型化手法をつづじて法学の「脱政治化」を決定的に促進した。そこに生みだされた、近代の学問に共通する形式主義 Formalismus は、サヴィニーの晩年の大著『現代ローマ法体系』（全八巻、一八四〇—四九年）がなおカントの法論（自由意思主体としての抽

象的人格)からの延長線上にあつたという含意を超えて、まもなくパンデクテン法学における制定法至上主義という形で事実上完成する。<sup>(6)</sup>

## 五 目的論と生活課題

一 さて、こうして、カントが批判哲学として抽象的人格規定の上に確立した形式的近代原理は、十九世紀前半に、一方で、ラウによる官房学の「純粹」科学化としての「経済学」の自立化に、方法的個人主義という基礎前提を提供し、他方では、法学における歴史主義という近代の精神に、抽象的な私法関係という形式的視座を与えて、自然法論の退場と法実証主義の勝利への途を拓いた。ここに経済学と法学の双方で確立した形式的近代原理は、市場原理と「私法」関係に媒介されて、立憲君主制下の資本主義的發展を支えることになる。その近代原理をつらぬく形式主義は、伝統的に広義の政治学が取り扱ってきた旧ヨーロッパ的な「諸善の秩序」としての実質＝質料的倫理の喪失を、したがって法と倫理のもとで生きる各人の生の「目的」とその具体的達成度にかんする学問的討議の無意味化と没却を帰結した。それが、「仮言的」経験界(諸目的の世界)をいっさい捨象したカントのア・プリオリな「自由の法則」論のもたらした学問史的含意であつた。

この文脈は、第一に、官房学と自然法的公法学とを二大支柱として、国家目的と対応手段とを規範論的(「公共善」の立場)かつ行政学(ポリツアイ学)的・実践的に論じてきた、「政治的学問」としての国家学の没落を必然化した。国家学が支えてきた啓蒙絶対主義というシステムが、カントによって思想原理として拒否され、ナ



ボレオンの支配をつうじて現実に清算を迫られたことによって、若いヴィルヘルム・フォン・フンボルト流の自由主義的国家観（一七九二年に部分的に雑誌掲載された『国家活動限定論』の普及とともに、とりわけポリツアイとその学問が「親切の原理」の象徴として克服すべき対象とみなされるようになり、ポリツアイ学から行政法学への転換が十九世紀をつうじて進展した。「国家学的方法」から「法律学的方法」への「パラダイム転換」<sup>(62)</sup>は、明白であった。しかし第二に、カントのもたらした右の同じ文脈は、現実の経験界で生起する各人の具体的な「自由の程度」をめぐる諸問題、すなわち最広義の生活問題の、発見と「政策」対応にとって、致命的であった。別稿でみたように、ラウが、国家学の構成要素たる官房学から、物財の必要充足に特化した近代的な「国民経済学」を自立化させたさい、産業化にともなう労働者問題の出現については、樂觀的な労働需給論に依拠して、個人の勤勉と慈善に頼る古典的自由主義者として終始したのであり、国家の行政的干渉に対してだけでなく、「社会問題」認識自体についても露呈したその消極性は、この新しい「純粹」な学問の原子論的・実証主義的・没政治的な方法（自己の「立場」の明示を回避した客観主義的方法）に根ざすものであった。<sup>(63)</sup>同様に形式主義を方法的基礎とする法律学的概念形成と、それにもとづく実定法至上主義が、現状追認型の無批判的保守性をあらわすことはいうまでもない。

こうした原子論的近代原理の形式主義と客観主義の方法論的隘路によって逆照射されるのは、国家学における旧政治学（実践哲学）的な目的論的・質料倫理的伝統の存在が、新時代の「社会問題」認識および社会改良思想の形成にポジティブに貢献したという事実である。

一八二七年にテュービンゲン大学国家経済学部の「国家学のエンツィクロペディー」、政治学、ポリツアイ学お

よび国法学の教授」に就任したモール (Robert von Mohl, 1799-1875) は、その学問的地歩を確立した『ヴェルテムベルク王国の国法』(全二巻、一八二九—三一年)が、この領邦国家の初期立憲体制(一八一九年成立)にもとづく実定国法(憲法と行政法)の体系的分析の書であったことが示すように、すでに最初から実定法秩序の世界に立脚していたが、それにもかかわらず、「国家目的」論を要石とする「哲学的国法学」によって実定法秩序を基礎づける立場を堅持し、右の講座名(モールの着任までは、一八一七年の学部創設時にフリードリヒ・リストが始めた「国家行政実務」の講座だった)にはつきりとあらわれているように、一貫して「政治的学問」としてのドイツ国家学の伝統に忠実であらうとした。ここにいう「哲学的国法学」は、先に変遷史を展望した自然法的公法学としての「一般国法学」の別称であり、<sup>64)</sup>十八世紀の帝国国法学の見地が三月前期の立憲主義的国法論へと理性主義的に継承・発展されていたことを、とくにモールの国家学的方法が示している。この継承関係は、ヴァーアッカーが私法(歴史学派)について指摘した上述の自然法論からの「遺産」の継承とパラレルな、公法部面での経緯といってもよいのだが、私法のばあいと決定的に異なるのは、モールの見地は「脱政治化」ではなく、「政治的学問」としての国家学の継承であったという点である。

ポリツァイ学を時代遅れのカオスとみなして「経済学」の価値中立的・客観主義的自立化を志向したラウとは異なり、モールは、「国家目的」という国家学における枢要の、伝統的な実質＝質料的倫理の次元に、「各人の能力の自主的開展」という近代的・理性主義的内容を盛り込むことによって、その阻害要因としての生活問題の発見と国家「政策」論(ポリツァイ学を核心とする広大な「国家政策学 Staatskunst」における目的・手段関係論)に到達することができた。この理性主義的な当為でつらぬかれた総合国家学的な視座によって、モールは、国家

干渉の近代原理として「法治国家 Rechtsstaat」概念を国法論上に本格的に定着させ、私的自治を補充・促進するための国家行政行為として「ポリツアイ」を積極的に再定義して、ドイツの福祉国家思想史における現代的な実質的・社会的法治国家論の祖型思想としての位置に立つことになった。そこでの私的自治は、たんに抽象的・形式的に想定されたものではない。目的論は、私的自治の実質的な内容や実現の程度を問わざるをえないから、モールのそうした見地は、三月前期の同時代人の中でも最も早期に「社会問題」論説（一八三五年）を生み出しただけでなく、<sup>(65)</sup>おのずから、スミスの「産業システム」の長所を盲信するだけの「政治経済学」に対するきびしい批判（一八四〇年および一八五八年）にもつうじたのである。<sup>(66)</sup>その主旨は、サン シモン、フリーエ、オーウェンらの主張に学びつつ、産業社会の負の側面を「孤立化」（アトム的分裂）と「非人間性」（労働者の犠牲と悲惨）に見て、これに原理的に対応しえない「政治経済学」の怠慢と限界を告発し、労働者の地位向上（過度労働の抑制と独立自営化の支援）と自由競争（孤立化）の限界づけ（利己心から共同的目標へ）とをめぐして「政治経済学の本質的部分の改造の必要性」を主張するものであった。かつて二十九歳の若いモールは、「国法学と政治学においてアダム・スミスのような人物になる」<sup>(67)</sup>ことをめざしていたが、その「独立自営型の「中間身分」社会を理想とする初期自由主義者としての「政治的教授」の視野を獲得し、市民社会のはらむ構造的問題への危機意識にまで反省的に到達したわけである。

このようにモールの「政治経済学」批判の根底には、競争原理の神聖視による「コルポラティブな諸制度」の解体と「市民社会のアトム化的分裂」とに対する強い危機感があり、それを根拠づけたものが、個人と国家の中間に存在するさまざまな「生活圏 Lebenskreise」、すなわち種族、諸身分（等族）、職業団体、ゲマインデ（地

方自治体)、宗教団体など、人々の共同生活を多層的に構成する各種中間団体の、固有の意義に着目したモールの「社会学(Gesellschaftswissenschaften) 構想であった(一八五一年など)<sup>(68)</sup>。そこでは、国家学と社会学は、ともに最広義の社会論(人間の共同生活論)の中に位置づけられ、その全体が目的・手段関係論の視点でつらぬかれた。こうしてモールは、ドイツにおける「社会」の発見者の一人となったが、その「生活圏」の重視という点で、個人的交流をつうじてモールに大きな影響を及ぼしていたのは、「死んだ」とみなされていた十九世紀の自然法論を再生させて最も有力に代弁したといつてよい人物、ハインリヒ・アーレンス(Heinrich Ahrens, 1808-1874)である。

二十九世紀前半のドイツで、自然法に代わって実定法を基礎づける哲学として定着した「法哲学」においては、一方にシュタールのように、既存の国制を神聖化する政治的保守主義の立場からの法実証主義の主張が含まれていたが、他方では、クラウゼ(Karl Christian Friedrich Krause, 1781-1832)のように、カントの法形式論を批判して、「法」を人間の倫理的目標を促進するための社会的条件ととらえる質料倫理的立場も存在した。旧秩序の解体にともなう社会の流動化と産業化の胎動の中で、現実の生活課題への認識から、望ましい社会像とそのための方法とをめぐる社会改良主義の視座を生み出したのは、この両者のうちの後者であった。クラウゼは、人間が自分の「使命(Bestimmung)(倫理的目標)を達成するためには、それを直接的にめざす「道徳」だけでなく、一定の社会的諸条件が必要であると考え、この対象的諸条件を、人間の意志がつくりだす「法」ととらえた。この見地は、敬虔な「使命」論でつらぬかれた質料倫理的目的論の体系であり、カントの普遍的自由のための外的条件としての法形式論とは明らかに対立する、むしろアリストテレス＝トマス的な伝統的実質論の立場であつ

て、クラウゼの「法」は、人間の倫理的目標を積極的に促進すべきものとされたのである。<sup>(69)</sup>

忘れられた法哲学者クラウゼの生涯は、病弱と貧困と不遇にみちていた。かれは、イエーナに近いアイゼンベルクの教師（のち牧師）の子に生まれ、イエーナでフィヒテとシエリングに学んで（一七九七—一八〇〇年）のち、ドレスデンの技師学校の数学教師（一八〇五—一三年）を経て、フィヒテを頼ってベルリン大学で教授資格を得たが、フィヒテは急逝し、その後任になる夢も挫折して二年足らずでドレスデンに戻り、父からの経済的支援を受けながら研究に集中、あらためてゲッティンゲンで教授資格を得て一八二五年から私講師として活動した。しかし、三一年初め、自分の弟子たちも参加した反政府運動（自由派の学生・市民によるゲッティンゲン乱）のために辞職を余儀なくされ、フランツ・フォン・バーダーの推薦もあつてミュンヘン大学へ移ることができたが、翌三三年に卒中で死んだ。そのゲッティンゲン時代の数年間に遭遇して心酔した弟子たちの一人がアイレンスであり、かれはレオンハルディ（Hermann Karl von Leonhardi, 1809-1875）やレーダー（Karl David August Röder, 1806-1879）らとともに、師の思想の普及と拡充に努めた。レオンハルディは、師の龐大な遺稿の整理・公刊に尽力し、四一年に師の娘と結婚、のちプラハ大学の教授、レーダーは、のちハイデルベルクの教授として、ともにクラウゼの自然法論ないし法哲学の普及者となった。

一八〇八年にザルツギッター近郊の農場管理人の子に生まれたアーレンスは、二七年からゲッティンゲンで法学を学び、クラウゼの熱心な弟子となったが、ゲッティンゲン争乱で指導的に活動したため、軍隊による鎮圧でベルギーへ逃亡、そのごフランス語に習熟して一八三四年に、新設のブリュッセル大学の哲学教授となった。かれは、この地でフランス語で書いてパリで出版した『自然法または法の哲学の講義』（一八三八年）の大成功に

より全欧的に声望を得るとともに、クラウゼの社会哲学を語る私的サークルを主宰し、三九年の秋にベルギーを旅行したモールもこれに参加して、アーレンスおよびその仲間たちと知り合うのである。三月革命勃発により、アーレンスは郷里の選挙区からフランクフルト国民議会に選出され、そのご、グラーツ（一八五〇—六〇年）、ライプツィヒ（一八六〇—七四年）の教授として法哲学や国家論を講じた。同時に、とくに最初の主著のフランス語での出版によって、師クラウゼの思想が南欧や南米に普及して《Krausismo》として広く定着することに大きく貢献した。

続稿のためにあらかじめ展望するならば、アーレンスは、人間の「生活目的」としての「善」の普遍的秩序の存在を想定し、「善」すなわち各人の「人格」や能力の自由な開展と「完全性」希求という当為（究極目的）の観点から、法と道徳を、ともにこの当為を実現するための（間接的・直接的な）条件として位置づけて、法と道徳の倫理的一体性を主張した。それは師クラウゼ譲りの質料倫理的＝実体的な目的論であり、カント＝サヴィニエ的な法形式論とは対立し、（むしろヴォルフに接続しうる）自然法論の再生を意味したのである。また、社会科学史上のアーレンスの功績の一つは、多様な「生活圏」の存在を認めることによって、モールに先んじて「社会」の発見者の一人となったことである。アーレンスは、観念的な近代主義的アトム論とは異なるこうした多元的・有機的社会観のもとで、人々の生活諸関係という現実の客観世界を、当為に律せられた人間の自然（自然法）の見地から分析した。その結果、「生活目的」論（とくに「善」実現の条件としての「法」規定）の観点から、「人格」や才能の開展を阻む障害物、とりわけ「所有」の不平等への批判が展開され、改善のための方法として、国家の立法・行政とならんで、分節的社会を構成する各種の自主的な「アソツィアツィオン」が構想

されるのである。ここに、「哲学の冬」の時代に、自然法的目的論が近代産業社会の構造的問題を認識し、一つの協同的な社会改良主義に結実するという経路が示される。

九歳年長のモールは、アーレンスとの個人的交流をつうじて、その多元的社会観から批判的に多くを学び、上記の「社会学」構想を練りあげるとともに、アーレンスの「生活目的」論にもとづく現状批判と改善志向の見地は、モールの「政治経済学」批判における問題発見的視座のうちに活かされるのである。ドイツ国家学の、目的論としての実質性に由来する、こうした社会科学史上のポジティブな問題状況については、次稿で検討することにした。

(1) H. Maier, Die Lehre der Politik an den deutschen Universitäten vornehmlich vom 16. bis 18. Jahrhundert, in: D. Oberndorfer (Hrsg.), Wissenschaftliche Politik. Eine Einführung in Grundfragen in Tradition und Theorie, Freiburg i. B. 1962, S. 59-116.

(2) 木村周市朗「ドイツ国家学と経済学 カール・ハインリッヒ・ラウの官房学の再編成を中心とした」、『成城大学経済研究』、第一八二号、二〇〇八年十一月、所収、を見よ。

(3) K. Tribe, Governing economy: the reformation of German economic discourse 1750-1840, Cambridge 1988, pp. 151-152.

(4) W. Stieda, Die Nationalökonomie als Universitätswissenschaft, Leipzig 1906, Unveränderter Neudruck, Vaduz 1978, S. 110, 112-114, 121, 208-213, 220-224; D. F. Lindenthal, The practical imagination: the German sciences of state in the nineteenth century, Chicago and London 1997, pp. 34-36; K. Tribe, Die ‚Kameral Hohe Schule zu Lautern‘ und die Anfänge der ökonomischen Lehre in Heidelberg (1774-1822), in: N. Waszek (Hrsg.), Die Institutionalisierung der Nationalökonomie an

近代原理の形式性とドイツ国家学の実質性

近代原理の形式性としての国家学の実質性

deutschen Universitäten, St. Katharinen 1988, S. 162-191, S. 174-180; ditto, *Governing economy*, pp. 105-109, 153-154.

- (5) M. Stolleis, *Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland*, Bd. 1: *Rechtspublizistik und Polizeywissenschaft 1600-1800*, München 1988, S. 377-379.
- (6) W. Roscher, *Geschichte der National-Oekonomie in Deutschland*, München 1874, Repr., 1965, S. 603.
- (7) I. Kant, *Metaphysik der Sitten*, 1797, hrsg. von K. Vorländer, *Philosophische Bibliothek*, Bd. 42, 3. Aufl., Leipzig 1919, S. 4. 加藤新平・三浦淑田訳『人倫の形而上学』（法徳）『世界の名著』中央公論社 一九七二年 三三六ページ。以下、本稿では、引用文中の（ ）はすべて原文のまま、（ ）の部分は引用者の補筆であり、引用文中の傍点は、原文がゲシュムルト（または、つづまれにイタリックやゴチック）であることを示す。また、邦訳書がある場合は、該当ページ数を漢数字で併記するが、引用文は邦訳書に従っていない場合もある。
- (8) Brief von Garve, zit. bei: M. Stolleis, *Staatsraison, Recht und Moral in philosophischen Texten des späten 18. Jahrhunderts*, Meisenheim a. G. 1972, S. 4.
- (9) D. Jacoby, Art. „Garve, Ch.“, in: ADB, Bd. 8, 1878, S. 385-392.
- (10) C. Garve, *Eigene Betrachtungen über die allgemeinen Grundsätze der Sittenlehre*, Breslau 1798, zit. bei: M. Stolleis, *Staatsraison*, S. 5. シトールゴットは、参見(5)を参見せよ。
- (11) F. Oz-Salzberger, *Translating the enlightenment: Scottish civic discourse in eighteenth-century Germany*, Oxford 1995, p. 191.
- (12) M. Stolleis, *Staatsraison*, S. 3.
- (13) F. Oz-Salzberger, op. cit., pp. 130-137, 190-216, 221, 229-256, and *passim*. 本稿では、ドイツ語の輸入と輸出の概念の輸入と輸出のメカニズムを本稿の副題として扱った。参見(5)と(13)を参見せよ。 W. Treue, *Adam Smith in Deutschland*, *Zum Problem*



- des „Politischen Professors“ zwischen 1776 und 1810. in: Deutschland und Europa, Historische Studien zur Völker- und Staatenordnung des Abendlandes, Festschrift für Hans Rothfels, hrsg. von W. Conze, Düsseldorf 1951, S. 101-133, S. 102-110.
- (14) K. Tribe, *Governing economy*, pp. 155-162. エルベントの文脈で、國々のタイトルにも強調して概観している。『海外文種抄』の物の類に於ける。
- J. A. Völlinger, *Grundriß einer Allgemeinen kritisch-philosophischen Wirtschaftsflehre*, Heidelberg 1796.
- F. L. Walther, *Versuch eines Systems der Cameral-Wissenschaften*, Gießen 1793.
- P. E. Klipstein, *Reine Wirtschaftsflehre*, Gießen 1797.
- F. K. Gavard, *Prolegomenon für eine reine und angewandte Staatsökonomie*, 2 Bde., Würzburg 1797.
- J. A. Völlinger, *System einer angewandten Wirtschaftsflehre überhaupt*, Heidelberg 1797.
- T. Schmaltz, *Encyclopädie der Cameralwissenschaften*, Königsberg 1797.
- C. D. H. Bensen, *Versuch eines systematischen Grundrisses der reinen und angewandten Staatslehre für Kameralisten*, 3 Bde., Erlangen 1798-99.
- (15) K. H. Rau, *Grundriß der Kameralwissenschaft oder Wirtschaftsflehre für encyclopädische Vorlesungen*, Heidelberg 1823, S. 9-13.
- (16) ベンケンの著書は前掲(14)を参照のこと。ベンケンがこの主著で、トスティアン・ネンフェルスなどポリトマイヤ文種の『ポリト』『マーカス・ヤカン』を引証していることが過渡的様相にうつらば、K. Tribe, op. cit., p. 161. を見よ。
- (17) D. F. Lindenfeld, op. cit., pp. 62-64.
- (18) H. Winkel, *Zur Entwicklung der Nationalökonomie an der Universität Königsberg*, in: N. Waszek, a.a.O., S. 109-121.

近代原理の形に於けるベネチアの國家の性質

近代原理の形式性とドイツ国家学の実質性

- (19) I. Kant, Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht, 1784, in: ders., Kleinere Schriften zur Geschichtsphilosophie, Ethik und Politik, hrsg. von K. Vorländer, Philosophische Bibliothek, Bd. 47 I, Leipzig 1913, S. 3-20, S. 7ff. (Dritter bis Fünfter Satz). 「世界公民的見地における一般史の構想」 篠田英雄訳 『啓蒙とは何か 他四篇』 岩波文庫 一九七四年、所収 二七 三三三ページ。
- (20) I. Kant, Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, hrsg. von K. Vorländer, Philosophische Bibliothek, Bd. 41, 4. Aufl., Leipzig 1917, S. 18. 藤田又次訳 『入論の形而上学の基礎について』 徳穂 『中絶の経緯』 二四四ページ； ders., Kritik der praktischen Vernunft, hrsg. von K. Vorländer, Philosophische Bibliothek, Bd. 38, 7. Aufl., Leipzig 1920, S. 95ff. 坂部謙・伊古田理説 『実践理性批判』 『カント全集』 岩波書店、二〇〇〇年、二三三〇ページ以下。
- (21) I. Kant, Ueber den Gemeinspruch : Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis, 1793, in : Philosophische Bibliothek, Bd. 47 I, S. 67-113, S. 105. 「理論と実践」 前掲『啓蒙とは何か 他四篇』 所収 一七一ページ。
- (22) 『ドイツの歴史』 木村周市朗 「資料論理問題としての生活課題 カント後 問題とヘーゲル」、『成城大学経済研究』 第一八六号、二〇〇九年十一月、所収、を見よ。
- (23) M. Stolleis, Geschichte, Bd. I, S. 268-297.
- (24) C. Link, Herrschaftsordnung und bürgerliche Freiheit, Grenzen der Staatsgewalt in der älteren deutschen Staatslehre, Wien et al. 1979, S. 45-65. Vgl. auch M. Stolleis, Geschichte, Bd. I, S. 291-297.
- (25) C. Link, aa.O., S. 54.
- (26) H. Maier, Die Lehre der Politik, S. 78-80; M. Stolleis, Geschichte, Bd. I, S. 82-84.
- (27) D. Klippel, Naturrecht als politische Theorie, Zur politischen Bedeutung des deutschen Naturrechts im 18. und 19. Jahrhundert, in: H. E. Bödeker u. U. Herrmann (hrsg.), Aufklärung als Politisierung – Politisierung der Aufklärung, Hamburg

1987, S. 267-293, S. 271f.

- (28) M. Stolleis, Reichspublizistik – Politik – Naturrecht im 17. und 18. Jahrhundert, in: ders. (Hrsg.), Staatsdenker im 17. und 18. Jahrhundert, Reichspublizistik, Politik, Naturrecht, 2., erweiterte Aufl., Frankfurt a. M. 1987, S. 23. 佐々木有司・柳原正治訳『一七・一八世紀の国家思想家たち 帝国公(国)法論・政治学・自然法論』、木鐸社 一九九五年、二六ページ。

- (29) M. Stolleis, Geschichte, Bd. I, S. 295. ユスチイ自身は王権の制限にはきわめて懐疑的で、君主自身が「善意と知恵」で民を幸福にする温情的絶対主義を理想としていたが、モンテスキューの制限王政論は、身分制の中間権力と啓蒙絶対主義との両面でドイツの現実と接点をもちえた。たとえばF・C・V・モーザーは、中間団体(＝領邦等族)を「人民の自由の守護者」とみなした。この点を含め、とくに『法の精神』(一七四八年。ドイツ語版は一七五三年刊)が、当時のドイツの知識人のあいだに「ドイツの国制構造や「ドイツ的自由」や「国民精神」などをめぐる議論を広く呼び起した」ことについて、R. Vierhaus, Montesquieu in Deutschland, Zur Geschichte seiner Wirkung als politischer Schriftsteller im 18. Jahrhundert, in: ders., Deutschland im 18. Jahrhundert, Politische Verfassung, soziales Gefüge, geistige Bewegungen, Göttingen 1987, S. 9-32, 262-267. 佐々木毅訳「一八世紀のドイツにおけるモンテスキューの影響」、F・ハルトマン、R・フィーアハウス他著、成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』、岩波書店、一九八二年、一〇一―一四五ページ。

- (30) C. Link, Johann Stephan Pütter, in: M. Stolleis (Hrsg.), Staatsdenker, S. 310-331. 前掲訳書、五一一―五四八ページ。

- (31) C. Ritter, Immanuel Kant, in: M. Stolleis (Hrsg.), Staatsdenker, S. 332-353, S. 332. 前掲訳書、五五〇ページ。

- (32) H. E. Bödeker, Das staatswissenschaftliche Fächersystem im 18. Jahrhundert, in: Wissenschaften im Zeitalter der Aufklärung, Hrsg. von R. Vierhaus, Göttingen 1985, S. 143-162, S. 153-157.

近代原理の形式性とドイツ国家の特質性

近代原理の形式性とドイツ国家学の実質性

- (33) A. L. Schlözer, Allgemeines Staatsrecht und Staatsverfassungslere, Göttingen 1793, zit. bei: C. Link, Herrschaftsordnung, S. 58.
- (34) Ebenda, S. 57f.; M. Stolleis, Geschichte, Bd. 1, S. 318f.
- (35) M. Stolleis, Geschichte, Bd. 1, S. 320.
- (36) C. Ritter, Immanuel Kant, a.a.O., S. 332f. 前掲訳書、五四九 五五〇ページ。
- (37) D. Klippel, a.a.O., S. 275.
- (38) I. Kant, Metaphysik der Sitten, a.a.O., S. 55-67 (§§5-9). 前掲訳書、三七四 三八五ページ。あわせて、村上淳『近代法の形成』、岩波書店、一九七九年、八四 八八ページ、同『ドイツ法学』、碧海純一・他編『法学史』、東京大学出版会、一九七六年、所収、一三四 一三五ページを見よ。
- (39) 村上 前掲書、一〇五 一〇八ページ、同『ドイツ法学』、一三四 一三六ページを見よ。
- (40) F. Wraecker, Privatrechtsgeschichte der Neuzeit unter besonderer Berücksichtigung der deutschen Entwicklung, 2., neu bearb. Aufl., Göttingen 1967, S. 352f.
- (41) C. Link, Herrschaftsordnung, S. 60-64.
- (42) W. Hennis, Politik und praktische Philosophie, Eine Studie zur Rekonstruktion der politischen Wissenschaft, Neuwied u. Berlin 1963, S. 123ff.
- (43) 木村 前掲『資本論問題についての生活課題』を見よ。
- (44) G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, hrsg. von G. Lasson, Philosophische Bibliothek, Bd. 124, 2. Aufl., Leipzig 1921, S. 50f. (§40). 藤野浩・赤澤正敏訳『法の哲学』、『世界の名著35』、中央公論社、一九六七年、一三四ページ。

- (45) Ebenda, S. 334. (Zusatz zu §182). 前掲訳書「四一四ページ」。
  - (46) Ebenda, S. 139. (§157). 前掲訳書「三八五ページ」。あわせて「村上 前掲書」一〇八―一一二ページ、同「ドイツ神学」一三三―一四〇ページを見よ。
  - (47) L. A. Wankönig, Die Wiederaufrehtung des Naturrechts oder kritische Ueberschau der drei neuesten Lehrbücher, in: Kritische Vierteljahrsschrift für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, Bd. 3, München 1861, S. 241-282, S. 243.
  - (48) v. Schulte, Art. „Wankönig, L. A.“, in: ADB, Bd. 41, 1896, S. 177-178.
  - (49) L. A. Wankönig, a.a.O., S. 241f.
  - (50) この傍点部は「シラーの二行詩 (Xemen) 中の「カントとその注釈者たち」と題されたものの後段。その前段は「たった一人の金持ちが、なつたとたつたの食に職を『立て』ることか。」「ひあゝ。 F. Schiller, „Kant und seine Ausleger“, in: ders., Sämtliche Werke in zehn Bänden, Berliner Ausgabe, Bd. 1, Berlin 2005, S. 292.
- シラーがカントの注釈者たちを風刺したこの二行詩について、右のベルリン版シラー全集の編者は、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン公国(デンマーク領)の皇太子フリードリヒ・クリスティアン・フォン・アウグステンブルク宛の二七九三年七月十三日付のシラーの手紙の中の一節の参照を指示している。そこにはつぎのような文言がある。
- 「いくつものカントの命題には、それらを立てるさいの厳格な純粋性とスコラ学的な形式が、それらの内容とはなじまない過酷さと奇妙さとを付与しています。そして、こうした外皮を取り去ると、それらは普遍的理性の古びた諸要求として立ち現れるのです。わたくしのしばしは述べてきたことなのですが、哲学的な真理は、そうしたものは別の形式で発見されなければなりませんし、別の形式で応用され、広められなければなりません。建物の美しさといふものは、左官や大工の道具を片付け、それが登った足場を取り去るまでは、見えてきません。ところが、カントの大部分の弟子たちは、かれの体系の仕組みよりもむしろ精神を奪われるにまかせていましたから、そうなることに

近代原理の形式性とドイツ国家学の実質性

近代原理の形式性とドイツ国家学の実質性

よって、かれらは建築家よりもむしろ労働者に似ているといつてをならけ出しているのです。」F. Schiller, Briefe an Erbrprinz Friedrich Christian von Holstein-Augustenburg, in: ders., Sämtliche Werke, Bd. 8, S. 678.

- 右の引用にも示されているように、シラーの批判はカントの批判哲学自体にも向けられていた。シラーは、カントの「意志の自律」論に深く傾倒しつつ、さらにすすんで近代の自己分裂（疎外、管理化、孤立化と専門化、そして実質のない形式など）の問題状況を認識し、身体と精神、利己的社会と思弁的哲学、感覚と知性の調和的統一を、一種の対話的理性としての「芸術 Kunst」の使命ととらえた。この点を明示するものとして、シラーの『人間の美的教育にかんする書簡』（一七九五年）を見よ。 「必要が人間を社会の中へ入らせ、また、理性が社会的諸原理を人間に植え付けるにしても、美だけが人間に社会的な性格を与えることができる。……このほかの伝達の形式は、すべて社会を分離してしまう。というのは、それらの形式は、もっぱら社会の成員が個々にもつ個人的感受性が、あるいは個人的な熟練度に、つまり人間を互いに分け隔てているものに関係しているからである。美による伝達だけが、万人に共通なものにかかわっているから、社会を一つに結び合わせるものである。」F. Schiller, Über die ästhetische Erziehung des Menschen in einer Reihe von Briefen, in: a.a.O., Bd. 8, S. 305-408, S. 406f. あわせて、ユルゲン・ハーバマスによつて、*近*des., Der philosophische Diskurs der Moderne, Zwölf Vorlesungen, Frankfurt a. M. 1985, S. 59-64. 三島憲一・他訳『近代の哲学的ディスクルス』、岩波書店、一九九〇年、六七―七五ページ。
- (51) L. A. Warnkönig, a.a.O., S. 242-245.
- (52) Ebinda, S. 252-254.
- (53) Ebinda, S. 246-251.
- (54) H. Welzel, Gedanken zur Begriffsgeschichte der Rechtsphilosophie, in: Festschrift für Wilhelm Gallas zum 70. Geburtstag

am 22. Juli 1973, hrsg. von K. Lackner u. a., Berlin 1973, S. 1-5, S. 1.

- (55) L. A. Warnkönig, Rechtsphilosophie als Naturlehre des Rechts, Freiburg i. B. 1839, Neudruck, Aalen 1969, S. 137-144.  
Vgl. auch D. Klippel, aa.O., S. 268, 283 Anm. 8.
- (56) 木村岡生郎『ユルン国家論總論』、未來社 二〇〇〇年 二〇四 二二七ページ参照也。
- (57) M. Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. II: Staatsrechtslehre und Verwaltungswissenschaft 1800-1914, München 1992, S. 50.
- (58) F. Wiacker, aa.O., S. 353ff.
- (59) Ebenda, S. 372ff.
- (60) F. C. v. Savigny, System des heutigen römischen Rechts, I, zit. bei: ebenda, S. 375.
- (61) F. Wiacker, aa.O., S. 396ff.
- (62) M. Stolleis, Geschichte, Bd. II, S. 423.
- (63) 木村 龍興「ユルン国家論の意義」 参照也。
- (64) W. Hennis, aa.O., S. 120.
- (65) ヲの地也 木村 龍興論 二〇一〇ページ参照也。
- (66) R. Mohl, Die Vergangenheit, Gegenwart und Zukunft der politischen Ökonomie, in: Deutsche Vierteljahrschrift, 3. Heft, Stuttgart u. Tübingen 1840, S. 1-72; ders., Die Schriften über die Geschichte der politischen Ökonomie, in: ders., Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften, Bd. 3, Erlangen 1858, Unveränderter Abdruck, Graz 1960, S. 291-338.
- (67) Brief von R. Mohl an Julius Mohl, zit. bei: E. Angermann, Robert von Mohl 1799-1875, Leben und Werk eines altliberalen Staatsgelehrten, Neuwied 1962, S. 34.

近代原理の形に性ユルン国家論の執筆性

近代原理の形式性とドイツ国家学の実質性

- (88) R. Mohl, Gesellschafts-Wissenschaften und Staats-Wissenschaften, in: Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft, 7. Jg., 1. Heft, Tübingen 1851, S. 3-71.
- (69) クラウゼの著作は、死後に公刊された遺稿や講義録も含めるとかなりの分量になるが、ここではつぎの一点のみを掲げる。K. C. F. Krause, Abriss des Systemes der Philosophie des Rechtes, oder des Naturrechtes, Göttingen 1828.

(付記)

本稿は平成二二年度成城大学特別研究助成(研究課題「自然法的生活目的論と社会改良」)の交付による研究成果の一部である。

(二〇一〇・九・二〇)